

# 令和8年度「北筑後社会教育応援隊」事業実施要項

## 1 目的

市町村・社会教育団体・学校が（以下市町村等という）主催する事業・研修会等における教育事務所社会教育主事の派遣及び生涯学習・社会教育全般に関する相談業務を展開し、市町村等の生涯学習・社会教育の効果的な推進を支援する。

## 2 対象機関

- (1) 市町村教育委員会及び管下の教育施設（小・中学校等も含む）
- (2) 市町村社会教育・生涯学習関係課及び管下の社会教育施設（公民館等）
- (3) 社会教育関係団体（PTA連合会、公民館連合会、子ども会連合会等）
- (4) 地域活動、社会貢献活動、ボランティア活動等に関する団体

## 3 事業内容

- (1) 対象機関の求めに応じた講師等の派遣
  - ① 社会教育諸計画の策定支援
  - ② 対象機関が主催する事業・研修会での講話、演習及び指導・助言  
(情報モラル教育、子どもの読書活動啓発、子ども会活動の活性化、公民館活動の活性化等)  
※学校における児童生徒を対象とした講話及び演習は派遣対象外とする。
  - ③ 体験活動・ボランティア活動に関する講話、演習及び指導・助言  
(レクリエーション等体験活動指導、レクリエーション実施にあたっての基本的な考え方等、ボランティア活動を行う上での心構え 等)
  - ④ 学習プログラムの作成支援
  - ⑤ 社会教育に係る調査研究活動支援
  - ⑥ その他、市町村の社会教育の振興のための支援に関すること
- (2) 来所・電話等による情報提供
  - ① 学習プログラムの企画・立案に関すること
  - ② 社会教育諸計画に関すること

※分野（PTA活動、公民館等活動、地域学校協働活動、ボランティア活動、青少年教育、家庭教育支援、生涯スポーツ、社会教育委員、読書関連、通学合宿、まちづくり等）

## 4 派遣手続 ※福岡県社会教育応援隊事業に準じる

派遣を要請する市町村等（学校関係・社会教育関係団体等も含む）は、派遣を要する日の1ヶ月前までに電話等で連絡の上、申請書（別紙様式）を提出するものとする。

## 5 派遣に要する経費 ※福岡県社会教育応援隊事業に準じる

教育事務所社会教育主事派遣に要する旅費は、原則として事務所が負担し、謝金等については受領できない。

外部講師派遣の際は、謝金及び旅費については、依頼者と講師で協議する。